

産業廃棄物の処理に係る契約に関する解説資料（案）

1．背景と意義

1 - 1 産業廃棄物の処理に係る契約における環境配慮の必要性と意義

産業廃棄物の不法投棄の状況としては、投棄件数、投棄量ともに減少してきているものの、不法投棄の撲滅には至っておらず、今なお過剰保管を始めとした不適正処理は多く発生している。また、不法投棄等の残存事案については、残存件数、残存量とも昨今ほとんど変化していないことから、産業廃棄物の適正処理の推進に向けた施策強化は喫緊の課題となっている¹。特に、一旦不法投棄された場合、原状回復には莫大な費用が必要になることから、産業廃棄物の不適正処理を未然に防止することが強く求められている。このような状況を受け、廃棄物処理法の改正により、産業廃棄物の処理確認の義務づけなどの排出者責任の強化を行うとともに、産業廃棄物処理業の健全化に向けた優良産廃処理業者認定制度が平成 23 年度より運用され、産業廃棄物の適正な処理が推進されている。

一方、京都議定書の目標達成（1990 年度比で 6%削減）において、廃棄物分野における対策も軽視できない状況にある。廃棄物分野から排出される温室効果ガス排出量は、我が国全体の排出量の 3%を占め、2009 年度の排出量で 1990 年度比 1.4%減に留まっており、より一層の対策推進が求められている。

以上のことを受けて、国及び独立行政法人等における産業廃棄物の処理に係る契約においても、産業廃棄物の適正処理や温室効果ガスの排出削減、産業廃棄物の資源としての再生利用の促進等を考慮した事業者の選定が行われることに加え、国及び独立行政法人等の契約にとどまらず、民間部門の契約にも波及していくことが期待される。

1 - 2 本解説資料の使い方

本解説資料は、環境配慮契約法に基づく基本方針に定められた、産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項を踏まえ、調達者が具体的に産業廃棄物の処理に係る契約を締結する際の参考として使用されることを想定したものである。

なお、本解説資料に示した事例は参考例であり、調達者は調達条件を踏まえて適切に対応することが必要である。

¹ 「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」（平成 22 年 1 月 25 日、中央環境審議会）

2 . 契約方式の解説

2 - 1 産業廃棄物の処理に係る契約方式の基本的考え方

産業廃棄物の処理に係る契約方式の基本的な考え方は、以下のとおり。

- 価格のほかに価格以外の要素(環境負荷低減に向けた取組等)を評価の対象に加えて評価し、その結果が最も優れた者と契約を締結(総合評価落札方式)。
- 事業者の温室効果ガス等の排出削減に向けた取組等の評価にあたっては、産業廃棄物の収集運搬から中間処理、最終処分の各処理過程における温室効果ガスの排出削減及び大気・水・土壌、地下水、騒音、振動等の各環境質の保全を考慮。
- 事業者の産業廃棄物の再生利用及び適正な処理の実施に関する能力や実績等の評価にあたっては、産業廃棄物を資源として捉えた循環的利用への取組状況や産業廃棄物処理業者の処理内容や経営状況を考慮。
- 処理する産業廃棄物の種類や再生資源化の種類などの特性を踏まえつつ、具体的な条件については調達者において設定。

2 - 2 対象となる産業廃棄物の処理

国及び独立行政法人等が発注する産業廃棄物処理の全てが対象となり、具体的には、「収集運搬」「中間処理」「最終処分」が考えられる。

なお、産業廃棄物処理の中でも、高度なりサイクル技術を要する場合など、提案内容の新規性・創造性を必要とする場合においては、個別に適切な契約方式を用いることも考えられる。

2 - 3 総合評価落札方式

(1) 総合評価落札方式の考え方

総合評価落札方式は、入札価格に係る評価点（入札価格点）のほかに、価格以外の要素に係る評価点（技術点）を評価の対象に加えることで、価格と価格以外の要素を総合的に評価した結果として、もっとも優れた者を落札者として決定する方式である。

産業廃棄物の適切な処理を行い得る受注側の技術力を評価し、産業廃棄物の処理によって、結果として環境保全の推進が図られる必要がある。したがって、温室効果ガスの排出削減や各環境質に係る環境負荷低減、産業廃棄物の資源としての再生利用の促進、及び不適正処理がなされた場合には莫大な原状回復費用を要することから、産業廃棄物の適正処理の推進に積極的な事業者を適切に評価するものとする。

ア．評価方式の概要

総合評価落札方式においては、提案の内容は評価指標をもとに得点に換算され、この得点と入札価格を比較した評価値を求めることによって、もっともコストパフォーマンスの優れた提案を判断する。具体的な評価値は、以下の方法で算定する（式1）。

評価値が最も高い者が落札者

あらかじめ定めた計算方法により提案内容を得点換算

$$\text{評価値} = \frac{\text{得点}}{\text{入札価格点}} \cdots (\text{式1})$$

たとえば、1万円を1点にするなど入札価格を点数化する

イ．評価の考え方

本契約で用いる評価方式は、入札説明書等に記載された要求要件（＝入札参加資格）を満たしているかを判断し、満たしている場合には、標準点（＝100点）を与える。さらに、標準点を基準として、環境保全の推進が図られるような技術の評価に応じた加算点（＝最大50点）を与えるものとする。

具体的な得点は、標準点と加算点の合計とする（式2）。

$$\text{得点} = \text{標準点} + \text{加算点} \cdots (\text{式2})$$

ウ．標準点とその要求要件

上記のとおり、要求要件（＝入札参加資格）を満たしている場合の標準点を100点とする。要求要件としては、入札参加資格の有無を確認できる項目とし、以下の項目がある。

- 予算決算及び会計令第70条²、第71条³の規定に該当しないものであること
- 平成22・23・24年度競争参加資格⁴(全省庁統一資格)「役務の提供等(建築物管理等各種保守管理)」の資格を有する者であること
- 補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと

エ. 加算点とその評価項目

産業廃棄物の安全・安心な処理の確保に向け、公正な競争の確保を前提に、事業者の環境配慮への取組及び優良基準への適合状況を加算点として評価する。

事業者の環境配慮への取組については、収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者ごとの環境配慮への取組を加点項目として評価する。また、優良基準への適合状況については、優良認定制度の優良基準をそれぞれを評価項目とし、優良認定制度による認定を受けている事業者については、さらに加点を実施する。具体的な評価項目及び評価基準(案)を以下に示す。

表1 環境配慮への取組・優良基準への適合状況に関する評価項目及び評価基準(案)

評価項目	評価基準(案)
収集運搬業者	
環境に配慮した運転・管理	<p>「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成23年2月閣議決定)の輸配送に係る判断の基準を遵守していること。</p> <p>エネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。</p> <p>エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</p> <p>エネルギー効率を維持する等環境の保全のため車両の点検・整備を実施していること。</p> <p>輸送効率の向上のための措置又は空車走行距離の削減のための措置が講じられていること。</p> <p>上記については使用実態、取組効果の数値が、上記 ~ については実施の状況がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること</p>
低燃費・低公害車の導入	<p>「低公害車の導入に対する税制上の優遇措置制度(平成23年度)」の貨物自動車(軽自動車を除く)の低燃費・低公害車の導入率が、全国の平均普及率(%)を超えていること。</p>

² 契約の適正な履行を確保する観点から、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を一般競争に参加できないとしている(欠格要件)。

³ 契約の履行に当たり故意に工事や製造を粗雑にしたり、公正な競争の執行を妨げるなどにより、処分を受けたものは一般競争に参加できないとしている(欠格要件)。

⁴ 販売等実績、従業員の数、資本の額、経営の規模及び経営状況により、契約の種類及び契約金額に応じた必要な要件を定めている(積極要件)。

評価項目	評価基準(案)
	<p>【低燃費・低公害車】 電気自動車（燃料電池自動車を含む） 天然ガス自動車 ・車両総重量 3.5 トン以下： 車 ・車両総重量 3.5 トン超：重量車（NOx）車 ハイブリッドバス・トラック ・車両総重量 3.5 トン以下： 車かつ燃費基準+25%達成車 ・車両総重量 3.5 トン超：重量車 車かつ重量車燃費基準達成車 車両総重量 2.5 トン以下の貨物車等 ・ 車かつ燃費基準 + 15%達成車 車両総重量 2.5 トン超 3.5 トン以下の貨物車等 ・ポスト新長期規制適合車かつ平成 27 年度燃費基準達成車（ディーゼル車） ・ 車以上かつ平成 27 年度燃費基準達成車（ガソリン車） 車両総重量 3.5 トン超の貨物車等 ・ポスト新長期規制適合車又は重量車 車かつ重量車燃費基準達成車</p>
中間処理業者	
熱回収施設の設置（廃棄物発電及び熱利用）	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 15 条の 3 の 3 に定める熱回収施設設置者の認定を受けていること、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 5 条の 5 の 6 第 2 号又は第 3 号に規定する設備を有すること。なお、第 3 号設備を有する場合にあっては、「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル(平成 23 年 2 月)(環境省廃棄物リサイクル対策部)」において示された用途を対象とする。</p>
低公害型建設機械の導入	<p>「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」及び「排出ガス対策型建設機械の指定制度」により指定された建設機械、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定の運用」により指定された低騒音型建設機械（超低騒音型建設機械）、低振動型建設機械の導入率が、全国の平均普及率（58%⁵）を超えていること。</p> <p>【対象となる建設機械】 一般工事に分類される建設機械（小型バックボウ、バックボウ、トラクタショベル、ブルドーザ、発動発電機、空気圧縮機、油圧パワーユニット、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ、ホイールクレーン、クレーン類、土工機械、運搬機械、基礎工用機械、せん孔機械、整地・転圧機械、コンクリート・アスファルト機械、掘進機械、維持作業用機械、その他）</p>

⁵ 「平成 21 年度建設機械動向調査」（経済産業省、国土交通省）を用いて、超低騒音型建設機械、低騒音型建設機械、低振動型建設機械、排出ガス対策型機器（第 1 次基準値指定機種、第 2 次基準値指定機種、オフロード法適合機種または第 3 次基準値指定機種）の推定保有台数に占める割合。ただし、1 台の機械が複数の指定を受けている場合、各々の項目に計上しているため、過大推計となっている。

評価項目	評価基準(案)
<p>再資源化率</p> <p>省エネルギー機器・設備の導入</p>	<p>「産業廃棄物の排出及び処理状況等（平成 20 年度実績）について」（環境省廃棄物・リサイクル対策部、平成 23 年 1 月）の産業廃棄物の種類別の全国の再生利用率（湿ベース）を超えていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物のふん尿（96%） ・金属くず（95%） ・動物系固形不要物（78%） ・ばいじん（75%） ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（70%） ・動植物性残さ（63%） ・廃プラスチック類（48%） ・動物の死体（41%） ・ゴムくず（33%） ・廃アルカリ（32%） ・がれき類（95%） ・鋳さい（87%） ・木くず（75%） ・燃え殻（71%） ・紙くず（54%） ・繊維くず（43%） ・廃酸（35%） ・廃油（33%） ・汚泥（10%） <p>省エネ法に基づく「上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針」に示された廃棄物処理業の受入供給工程後処理工程、総合管理の工程において、少なくとも一以上同指針に示された省エネ設備を設置していること。</p>
<p>最終処分業者</p> <p>低公害型建設機械の導入</p> <p>省エネルギー機器・設備の導入</p> <p>排水の高度処理の取組¹</p>	<p>・中間処理業者に同じ</p> <p>・中間処理業者に同じ</p> <p>特定事業場からの排水の排水基準については、河川における希釈性等を勘案し、環境基準の 10 倍値を基本として設定されていることから、環境基準に近いレベルまで排水を浄化していること。</p>
<p>事業者共通</p> <p>環境報告書・環境会計</p>	<p>環境報告書又は環境会計を作成し公表していること</p>
<p>優良適性</p>	<p>従前の産業廃棄物処理業の有効期間（優良確認の場合は申請日前 5 年間）において特定不利益処分²を受けていないこと。</p>
<p>事業の透明性</p>	<p>法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、産業廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。</p>
<p>環境配慮の取組</p>	<p>ISO14001、エコアクション 21 等の認証制度による認証を受けていること。</p>
<p>電子マニフェスト</p>	<p>電子マニフェストシステムに加入していること。</p>
<p>財務体質の健全性</p>	<p>直前 3 年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が 10 パーセント以上であること。</p> <p>直前 3 年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること。</p> <p>産業廃棄物処理業等の実施に関連する税、社会保険料及び労働保</p>

評価項目	評価基準(案)
	険料について、滞納していないこと。

- 1：評価基準が法令等に基づくものではないが、基準の検討に当たって参考となるもの。
2：特定不利益処分とは、廃棄物処理法施行規則第9条の3第1号イ～八に掲げる不利益処分のことで、施設の許可取消処分その他、事業の停止命令や、施設の停止又は改善命令、不適正処理の改善又は措置命令等がある。

オ．評価項目の配点例

産業廃棄物の安全・安心な処理の確保、及び公正な競争の確保が前提になることから、標準点：加算点の配点（ウエイト）は、2：1程度とする。

加算点の2つの評価項目のウエイトは、産業廃棄物の安全・安心な処理の確保が前提になることから、「事業者の環境配慮への取組」と「優良基準への適合状況」に関する比率を1：1～2程度に設定することが適当である。

「事業者の環境配慮への取組」と「優良基準への適合状況」に関する評価項目ごとの配点ウエイトの例を表2に示す。前者については、収集運搬業者、中間処理業者及び最終処分業者の各事業者の評価項目に上限（2ポイント）を設け、事業者共通の評価項目の1ポイントを加え、最大3ポイントとした場合の配点ウエイト例、また、後者については、優良基準を満たす場合に、それぞれの評価項目ごとに加点（各1ポイント）するとともに、優良基準をすべて満たした優良認定業者については、第三者による認定を受けていることから、その信頼性を評価して、さらに高く評価（さらに1ポイント加算）する例を示している。

表2 環境配慮への取組・優良基準への適合状況に関する配点ウエイトの例

評価項目	ウエイト	評価方法
収集運搬業者	上限2	
環境に配慮した運転・管理	1	エコドライブ、車両点検の実施状況等により評価
低燃費・低公害車の導入	1	低燃費・低公害車の導入割合により評価
中間処理業者 ¹	上限2	
熱回収施設の設置	1	発電、熱供給、余熱の有効利用等により評価
低公害型建設機械の導入	1	排ガス対策・低騒音型重機の導入割合により評価
再資源化率	1	産業廃棄物の種類ごとの再資源化率により評価
省エネルギー機器・設備の導入	1	省エネルギー機器・設備の導入状況により評価
リサイクル製品の基準	1	回収物中の金属類の純度により評価
最終処分業者 ¹	上限2	
低公害型建設機械の導入	1	排ガス対策・低騒音型重機の導入割合により評価
排水の高度処理の取組	1	排水の高度処理の実施状況により評価
省エネルギー機器・設備の導入	1	省エネルギー機器・設備の導入状況により評価
事業者共通		

評価項目	ウェイト	評価方法
環境報告書・環境会計	1	環境報告書・環境会計の作成・公表により評価
認定制度への適合 ²	6	第三者による認定を受けている場合その信頼性を評価
優良適性	1	特定不利益処分を5年間受けていないことにより評価
事業の透明性	1	インターネットによる情報公開等により評価
環境配慮の取組	1	ISO14001等EMSの認証を受けていることにより評価
電子マニフェスト	1	電子マニフェストへの加入の有無により評価
財務体質の健全性	1	自己資本比率や経常利益金額等の平均値等事業者の財務体質により評価

1：中間処理業者及び最終処分業者については、各評価項目のうち2つを上限とする。

2：優良認定制度による認定を受けている事業者については、第三者による客観的な評価が実施されている点を勘案し、さらに加点することとしている。

カ．選定方法

本評価方式の場合、クリアすべき最低要件として、

入札価格が予定価格の制限の範囲内であること

最低限の要求要件を満たしていること（標準点が100点であること）

があげられる。

上記を満足するものの中から評価値のもっとも高いものを落札者とする。本方式の評価値を用いた落札者選定のイメージは図1のとおり。

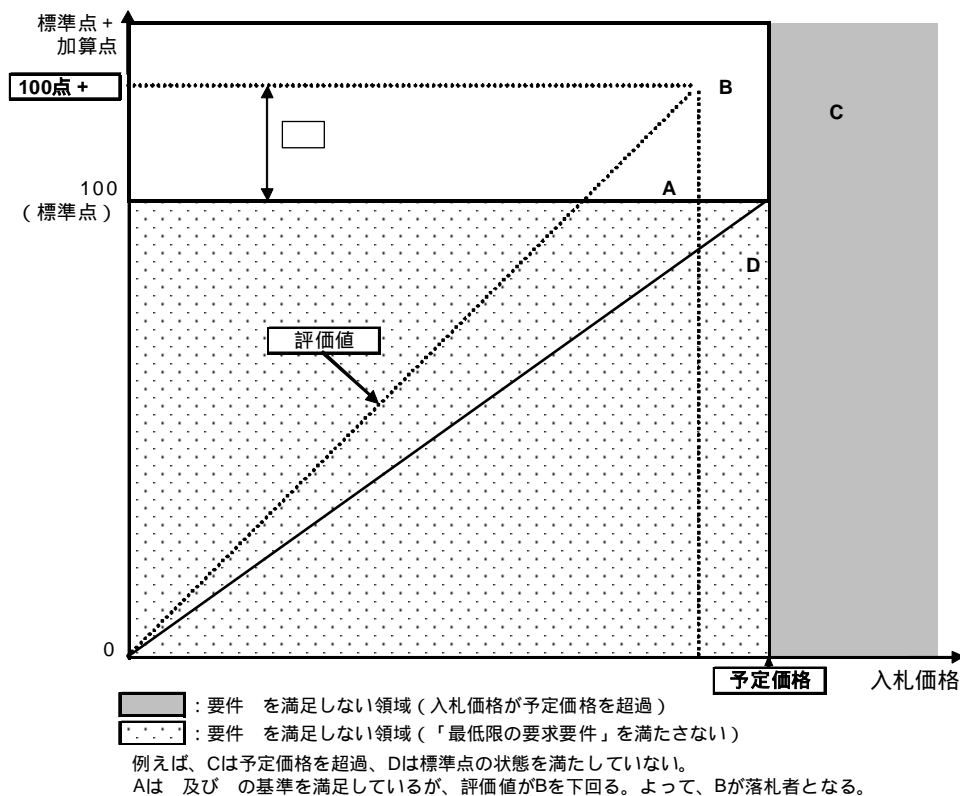


図1 総合評価落札方式で行う評価値を用いた落札者選定のイメージ

(2) 評価値の算定例

収集運搬業者（標準点を100点・加算点の満点を50点）の場合

以下に、予定価格が150万円の収集運搬の具体的な評価値の算出例を示す。

表3 入札結果のイメージ

社名	A社	B社	C社	D社 ²	E社	F社	G社
入札価格(万円)	100	120	120	120	130	130	160
標準点 (100点)	100	100	100	-	100	100	100
加算点(優良基準への適合状況+環境配慮への取組)(50点)	0	30	40	-	20	50	50
優良基準への適合状況 ¹ (合計30点)	0	15	30	-	15	30	30
認定制度への適合(30点)	0	0	30	-	0	30	30
優良適正(5点)	0	5	-	-	5	-	-
事業の透明性(5点)	0	0	-	-	0	-	-
環境配慮の取組(5点)	0	0	-	-	5	-	-
電子マニフェスト(5点)	0	5	-	-	5	-	-
財務体質の健全性(5点)	0	5	-	-	0	-	-
環境配慮への取組(合計20点)	0	15	10	-	5	20	20
環境に配慮した運転・管理(5点)	0	5	0	-	5	5	5
低燃費・低公害車の導入(5点)	0	0	0	-	0	5	5
境報告書・環境会計(10点)	0	10	10	-	0	10	5
合計点(標準点+加算点)(150点)	100	130	140	-	120	150	150
評価値(合計点/入札価格)	1.00	1.08	1.17	-	0.92	1.15	-

- 1: 認定制度への適合状況を満たしている場合、優良適正、事業の透明性、環境配慮の取組、電子マニフェスト、財務体質の合計点25点に5点を加算するよう配点している。
- 2: 標準点の状態を満たしていないD社は入札の対象とはならないが、便宜上入札対象とした。

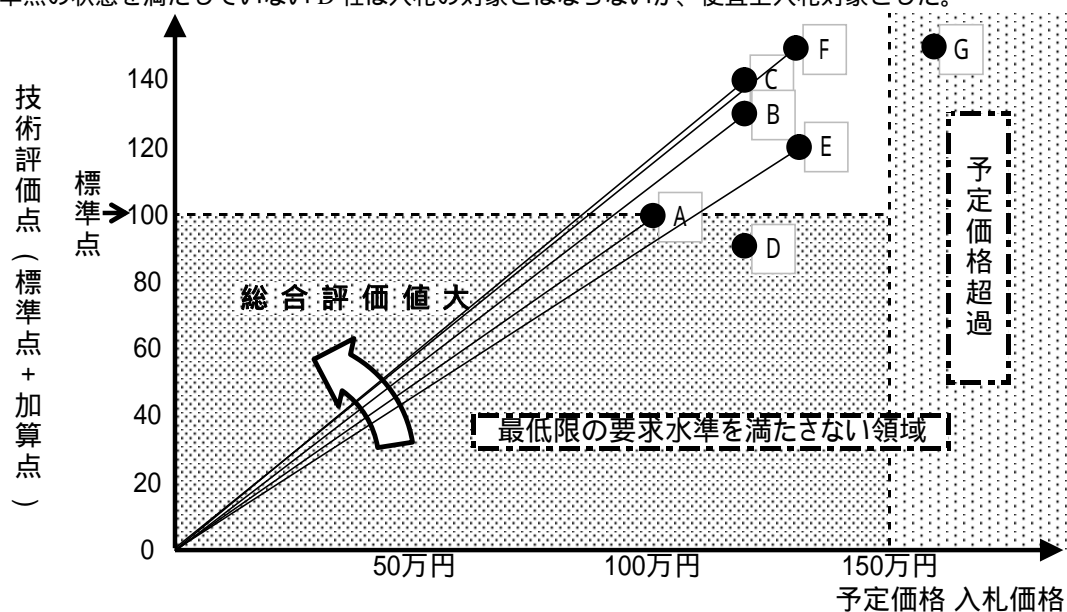


図2 入札結果のイメージ(標準点100点・加算点の満点50点)

中間処理業者（標準点 100 点・加算点の満点を 30 点）の場合

以下に、予定価格が 150 万円の中間処理業の具体的な評価値の算出例を示す。

表 4 入札結果のイメージ

社名	A 社	B 社	C 社	D 社	E 社
評価値(配点)					
入札価格(万円)	100	120	120	130	130
標準点 (100 点)	100	100	100	100	100
加算点(優良基準への適合状況+環境配慮への取組) (30 点)	0	0	30	0	30
優良基準への適合状況 ¹ (合計 18 点)	0	0	18	0	18
認定制度への適合 (18 点)	0	0	18	0	18
優良適正 (3 点)	0	0	-	0	-
事業の透明性 (3 点)	0	0	-	0	-
環境配慮の取組 (3 点)	0	0	-	0	-
電子マニフェスト (3 点)	0	0	-	0	-
財務体質の健全性 (3 点)	0	0	-	0	-
環境配慮への取組 (上限 9 点 ²)	0	0	9	0	9
熱回収施設の設置 (3 点)	0	0	3	0	3
低公害型建設機器の導入 (3 点)	0	0	3	0	3
再資源化率 (3 点)	0	0	3	0	3
省エネルギー機器・設備の導入 (3 点)	0	0	0	0	3
リサイクル製品の基準 (3 点)	0	0	0	0	3
環境報告書・環境会計 (合計 3 点)	0	0	3	0	3
合計点(標準点+加算点) (130 点)	100	100	130	100	130
評価値(合計点/入札価格)	1.00	0.83	1.08	0.77	1.00

1：認定制度への適合状況を満たしている場合、優良適正、事業の透明性、環境配慮の取組、電子マニフェスト、財務体質の合計点 15 点に 3 点を加算するよう配点している。

2：環境配慮への取組のうち、熱回収施設の設置、低公害型建設機器の導入、再資源化率、省エネルギー機器・設備の導入、リサイクル製品の基準の合計の上限が 9 点となる。

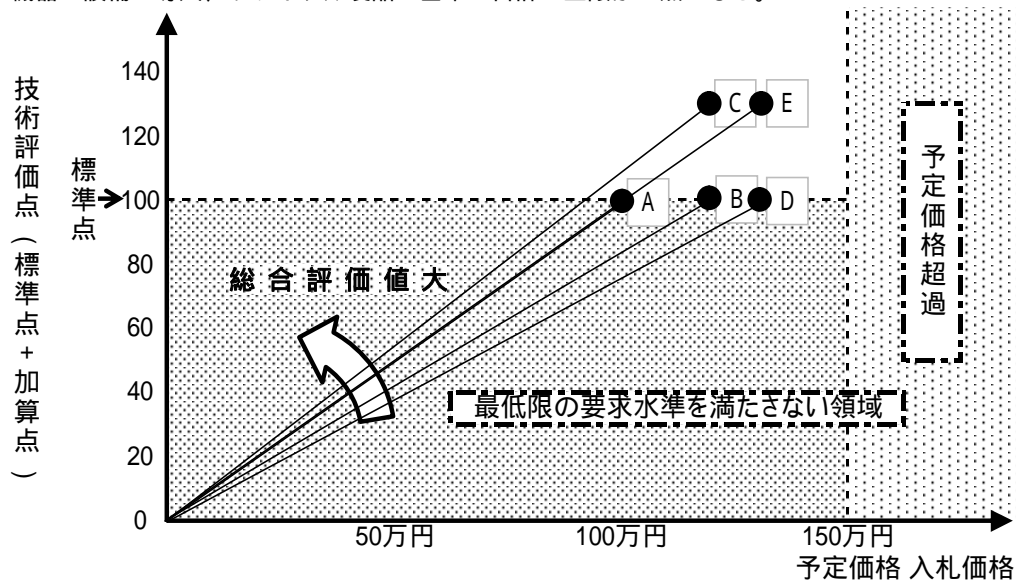


図 3 入札結果のイメージ（標準点 100 点・加算点の満点 30 点）

最終処分業者（標準点 100 点：加算点の満点を 10 点）の場合

以下に、予定価格が 150 万円の最終処分の具体的な評価値の算出例を示す。

表 5 入札結果のイメージ

社名	A 社	B 社	C 社	D 社	E 社
評価値(配点)					
入札価格(万円)	100	120	120	130	130
標準点 (100 点)	100	100	100	100	100
加算点(優良基準への適合状況+環境配慮への取組) (10 点)	0	0	10	0	10
優良基準への適合状況 ¹ (合計 6 点)	0	0	6	0	6
認定制度への適合 (6 点)	0	0	6	0	6
優良適正 (1 点)	0	0	-	0	-
事業の透明性 (1 点)	0	0	-	0	-
環境配慮の取組 (1 点)	0	0	-	0	-
電子マニフェスト (1 点)	0	0	-	0	-
財務体質の健全性 (1 点)	0	0	-	0	-
環境配慮への取組 (上限 4 点 ²)	0	0	4	0	4
低公害型建設機械の導入 (2 点)	0	0	2	0	2
省エネルギー機器・設備の導入 (2 点)	0	0	0	0	2
排水の高度処理の取組 (2 点)	0	0	0	0	2
環境報告書・環境会計 (2 点)	0	0	2	0	2
合計点(標準点+加算点) (110 点)	100	100	110	100	110
評価値(合計点/入札価格)	1.00	0.83	0.92	0.77	0.85

1：認定制度への適合状況を満たしている場合、優良適正、事業の透明性、環境配慮の取組、電子マニフェスト、財務体質の合計点 5 点に 1 点を加算するよう配点している。

2：環境配慮への取組のうち、低公害型建設機械の導入、省エネルギー機器・設備の導入、排水の高度処理の取組、環境報告書・環境会計の合計の上限が 4 点となる。

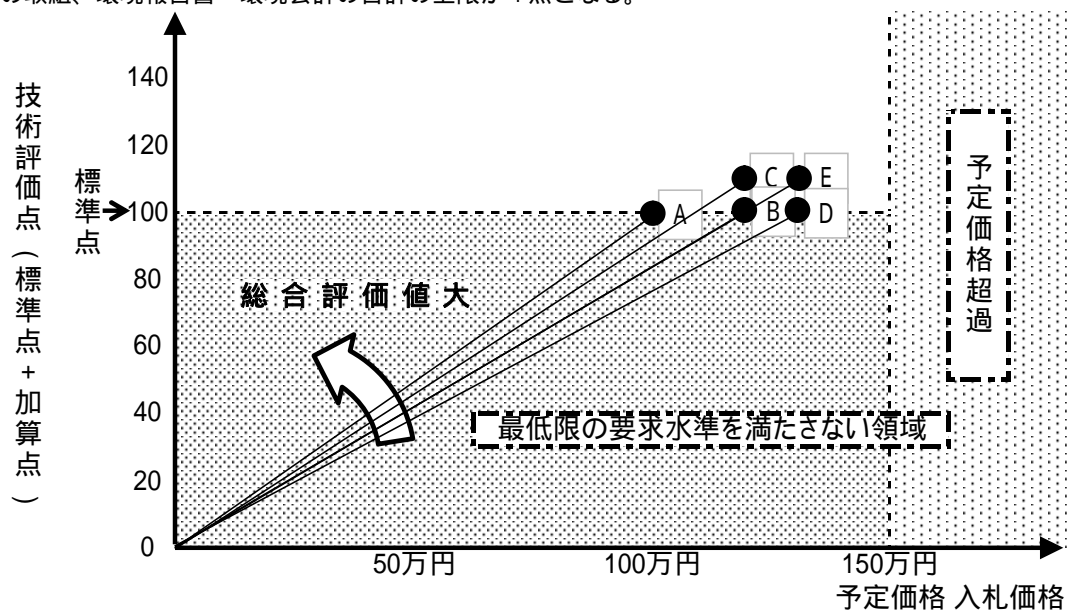


図 4 入札結果のイメージ（標準点 100 点・加算点の満点 10 点）

2 - 4 標準的な手続とスケジュール

産業廃棄物の処理に係る契約の標準的な手続とスケジュールは、以下のとおり。

入札公告から入札までの日数は約10日必要であること、入札公告時には、想定される産業廃棄物の種類や量その他、総合評価方式で用いる評価項目および配点を明示する必要がある。

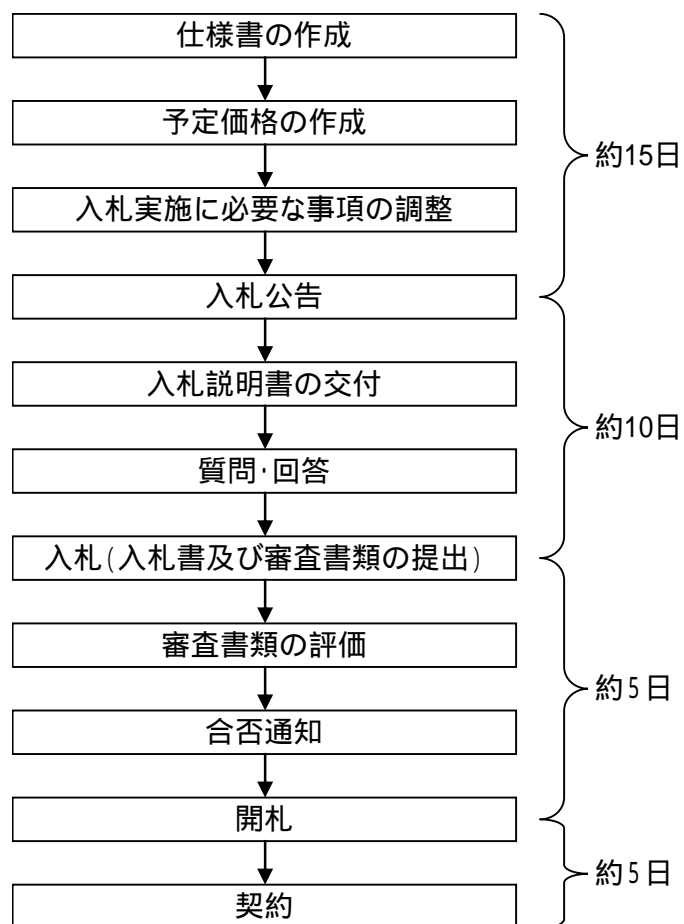


図5 本契約方式による入札に係る手続

資料編

「環境配慮契約法基本方針解説資料」P60～61に船舶についての仕様書の例を示しているのと同様に、産業廃棄物の処理に係る契約を発注する際の標準仕様書を例示する。